

制度改正に伴う変更点について

制度改正に伴い、令和8年8月1日より以下2点について、各表太枠部分が変更となります。

① 第2段階及び第3段階①の段階判定基準額の変更

利用者負担段階	負担段階の要件		預貯金等の資産の状況 (※3)
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の要件なし
	世帯全員が 市民税非課税 (※1)	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が82.65万円(※2)以下の人		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が82.65万円(※2)超120万円以下の人		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額 が120万円超の人		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
第2段階			
第3段階①			
第3段階②			

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 令和8年7月末までの基準額は80.9万円となります。

※3 65歳未満の2号被保険者の資産の状況は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

② 第3段階①及び第3段階②の食費、第3段階②の居住費の負担限度額の変更

【令和8年7月末まで】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	施設サービス	300円	390円	650円	1,360円	
	短期入所サービス	300円	600円	1,000円	1,300円	
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	
	ユニット型個室の多床室	550円	550円	1,370円	1,370円	
	従来型個室	特養等	380円	480円	880円	880円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円
	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	430円
老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)		0円	430円	430円	430円	

【令和8年8月以降】

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費	施設サービス	300円	390円	680円	1,420円	
	短期入所サービス	300円	600円	1,030円	1,360円	
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,470円	
	ユニット型個室の多床室	550円	550円	1,370円	1,470円	
	従来型個室	特養等	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,470円
	多床室	特養等	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	530円
老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)		0円	430円	430円	430円	